

**環境保全活動の活性化方策のあり方について
(中間的取りまとめ)**

平成14年7月

**中央環境審議会 総合政策部会
環境保全活動活性化専門委員会**

【目次】

はじめに	2
1. 環境保全活動活性化の基本的考え方	3
(1) 行政と民間団体の相互理解の促進と役割分担の明確化	3
(2) 参画と協働のための基盤整備	3
(3) 地域からの環境創造立国	3
2. 環境保全活動を促進する上での課題	4
(1) 協働のためのルールづくり	4
(2) ネットワーク化	4
(3) 人材の育成・確保、専門性の養成	4
(4) 資金の確保	5
(5) 情報の提供	5
(6) 参加人口の拡大	5
(7) 海外への活動展開と海外からの受入	5
3. 具体的施策の考え方	6
(1) 地域における環境保全活動の促進方策	6
自主的な環境保全活動に関する計画	6
自主的な環境保全活動の中核となる組織体	6
自主的な環境保全活動の拠点	7
(2) 自主的な環境保全活動を担う人材の育成・確保	7
多様な人材の育成・確保	7
NPO活動を支える人材の育成・確保の支援	8
(3) 自主的な環境保全活動を支える資金	8
資金の確保	8
税制措置	9
(4) 情報の提供等	9
(5) 環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進	9
(6) 全国的な環境保全活動の活性化	10
(7) 国際的な環境保全活動の活性化	10
【検討経過】	11
【環境保全活動活性化専門委員会名簿】	12

はじめに

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然との共生などの今日の環境政策上の課題を解決するためには、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国といった各主体が自らの問題として環境問題を捉え、自主的、積極的にその解決に取り組み、私たちのライフスタイルや社会経済活動の在り方を環境にやさしいものへと変えていくことが必要である。

近年、自主的な活動の中核の一つとなる NPO 等の民間団体の役割が極めて重要になっており、平成 10 年には特定非営利活動促進法が制定され、特定非営利活動法人（NPO 法人）が法的に位置付けられるとともに、NPO 法人の活動を支援するための税制優遇措置が実施された。環境分野においても本年の通常国会で成立した改正地球温暖化対策推進法では、住民、事業者、地方公共団体等が地域協議会を組織できる旨規定され、NPO が協働（パートナーシップ）に基づいて日常生活における温室効果ガスの排出の抑制を進めていく主体の一つとして位置づけられている。また、同じく成立した改正自然公園法においても、地元の民間団体等が、国立・国定公園等の土地の管理団体として、土地の管理や利用者への情報提供等を行えることとされている。また、地方公共団体においても NPO への支援策が広がりを見せており、企業においても NPO をパートナーとして連携を図り、NPO への支援を図るような取組も出てきている。

しかしながら、我が国の NPO は小さなものから大きなものまで様々なレベルのものがあり、我が国においては、全体としてはまだ十分な取組が進んでいるとは言えず、また、そのための条件整備が整っているとは必ずしも言えない状況にある。今後、NPO が持っている能力を發揮し、社会の中で役割を果たしていくためには、あらゆる主体が NPO の役割及びその重要性を一層認識し、共に支え合って更に取組を進めていくことが重要である。

国際的にも、1992 年リオデジャネイロでの国連環境開発会議における「持続可能な開発のための人類の行動計画（アジェンダ 21）」の策定を大きな契機として、NPO 等の民間団体の環境保全活動が活性化し、その位置付けが大きくなってきている。本年 8 月末には「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」（南ア・ヨハネスブルグ）が開催されることとなっており、持続可能な社会を構築するためには各主体が協働で取り組んでいくことが必要であるとの認識が高まっている。

今日の環境問題の解決のためには、各主体が相互の協力と連携を図りながら、各主体の自主的な環境保全活動を積極的に推進することが不可欠であり、さらにそれらの活動を活性化させるためには、広範な議論が必要であるが、本中間的取りまとめにおいては、上記のような状況の中で、とりあえず自主的な環境保全活動の中核となる NPO 等の民間団体に関わる活動に重点を絞り、議論の取りまとめを行ったものである。

1 . 環境保全活動活性化の基本的考え方

(1) 行政と民間団体の相互理解の促進と役割分担の明確化

環境保全活動の推進に当たっては、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などあらゆる主体が連携・協力することにより、各主体が持っている人材、資源、資金等を最大限有効に活用することが必要である。近年の民間団体の状況についてみると、民間団体は多様なボランティア活動の核ともなりうるものであり、行政や民間企業だけでは担えないような新たな領域については、その果たす役割に大きな期待が寄せられている。

各主体や活動が効果的・効率的にその能力を発揮し役割を果たすことで、協働に基づいた環境保全活動を推進していくためには、互いの能力や長所・短所に対する理解を深めるとともに、役割分担のあり方について共通認識を形成し、目標を共有していく必要がある。

(2) 参画と協働のための基盤整備

各主体が、その役割分担に則って自主的積極的な環境保全活動に参画し、協働による取組が進み、全体としてより効果が増すよう、国や地方公共団体は社会・制度両面にわたる基盤を整備していく必要がある。

具体的には、参画と協働による環境保全活動を促進する上で必要と考えられる人、資金、情報、技術、活動の場等に関するさまざまな面からの枠組みや条件について整備することが重要である。

(3) 地域からの環境創造立国

個々の環境保全活動は、地域に密着し、地域から広がっていくものが多いことに留意する必要がある。地域の環境と地域住民の生活は密接不可分であり、幅広い地域住民が参加して、地域の環境をより良いものとしていこうとする環境保全活動は、良好な地域社会を創造し、地域の活性化を図る有効な手段でもある。

そのような環境保全活動が、小さな地域の枠を越えて、都道府県レベル、地方ブロックレベル、国全体へとネットワークを広げ、大きな環を作って国民運動的なものとなっていくならば、良好な環境を創造しながら生き甲斐ある社会を作り上げる国づくり運動といえることができる。すなわち、地域から始まり、草の根から広がる「地域からの環境創造立国」である。

さらには、こうしたネットワークの広がりを地球規模へと広げ、公害防止技術の海外への普及活動等に見られるように、国内にとどまらず、国際的な場にまで環境保全活動の範囲を広げていくことも期待される。

2 . 環境保全活動を促進する上での課題

自主的な環境保全活動は各地において取組が始められているが、さらに環境保全活動の活性化を実現していくためには、次に述べるようないくつかの具体的な課題が存在している。

(1) 協働のためのルールづくり

民間団体の環境保全活動は、行政や事業者等との協働の下に行われることによってより効果的なものになり得るため、行政や事業者が民間団体との協働の下で事業を推進する枠組みを構築するなど、ルールの整備を進める必要がある。

なお、民間団体は、小さなものから大きなものまで活動規模や内容は様々であり、それぞれの目的に応じて役割を担っていくことが重要である。そのため、活動自体や組織について自己評価や第三者評価の仕組みが整うことが望ましい。こうした仕組みを通じて、民間団体の信頼性が向上するとともに、民間団体同士が自由に競争する形となり、民間団体の間に活気が生まれてくることが期待される。

(2) ネットワーク化

各主体間あるいは民間団体同士のネットワーク化は、住民や風土、自然環境等がそれぞれに異なる地域の活動体の連絡・情報交流を促進し、環境保全活動のノウハウの共有につながることから、それぞれの環境保全活動の幅を広げる上で非常に有効である。しかしながら、我が国では、その範囲が限られているなど、必ずしも十分にネットワーク化が進んでいるとは言えない。

このため、今後、ネットワーク化を推進し、多種多様な事例情報等が多く得られるようにすることにより、民間団体が、その中から選んだり組み合わせたりしてそれぞれの地域にあった活動を実施できるようにすることが重要である。

(3) 人材の育成・確保、専門性の養成

民間団体が、社会的に信頼されるためには、会計、広報・宣伝、情報収集・発信、对外説明、環境保全の専門性、政策提言等に係る基礎的能力を強化することが必要である。

このため、現場で活動ができる人材に加え、環境保全活動のリーダーとなることができる人材、助言・指導ができる人材、各種活動を調整できる人材などの育成が必要である。さらに、行政、民間団体、事業者等の各主体の協働を促進するための調整役(コーディネーター)も必要である。人材育成の過程では、講義だけでなく現場で実際に活動経験を積むことも重要である。また、環境保全上の課題についての視野を国際的・全国的・分野横断的に広げることで政策提言能力の強化を図っていくことが望ましい。

(4) 資金の確保

民間団体の活動を制約している大きな要因の一つは、事業費や組織運営費（事務管理費）の不足である。民間団体の地域における環境保全活動は、当該地域での他主体との協力・広報・宣伝活動により地域住民の支持・支援の下で展開していくのが本来の姿であると考えられる。しかし環境保全活動が効果を表し地域住民の支持を得るまでには相当な時間を要することから、それまでの立ち上げ期を中心に、民間団体の資金確保のための方策の充実が必要である。

他方、民間団体においても、環境保全活動を事業化するなどの資金確保のための努力が望まれる。

(5) 情報の提供

環境保全活動の範囲・規模を拡大し、内容を深化させていくためには、活動に必要な資金を得るための様々な基金・助成制度の情報、具体的な環境保全活動の事例等、環境保全活動を促進する上で有益な情報が、利用しやすい形で提供されることが必要である。

(6) 参加人口の拡大

民間団体等の環境保全活動を活性化させるためには、専門性を有する人材の育成にとどまらず、広く一般の国民の関心を高めその参加を促すことが大きな課題である。このため、学校や企業等も含めた多様な場において環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の土壌を豊かにしていく必要がある。

また、家族全体で取り組むような活動や各個人が気軽に取り組める活動のためのプログラムを開発・普及したり、環境保全活動に取り組んでいる人たちにその成果が目に見えるようにすることで、活動の幅を広げていくことが望まれる。

(7) 海外への活動展開と海外からの受入

わが国の環境保全活動に係る民間団体の活動範囲は、活動が根ざしている地域を中心とすることが多い。しかし、地球環境問題への対応を図る観点からは、海外の現場で当地の民間団体等と連携・協力した活動や海外の同様な民間団体を受け入れて活動を行うことのできる民間団体の増加を図ることが必要である。その場合、海外で活躍した企業 OB の経験やノウハウを我が国の民間団体の活動に活かしていくことも望まれる。また、地球環境問題に対する国際的対策やルール作りにも積極的に参加できる民間団体を強化することが急務である。

3 . 具体的施策の考え方

我が国においては、例えば、NPO が中心となり、各主体を巻き込んで協働しながら、全国各地で里地・里山の保全や絶滅の危機に直面している動植物の保存を目的として様々な活動を展開している例、広域レベルで廃棄物の減量化やリサイクルの意識向上を通じて最終処分量の大幅減量、資源リサイクルの促進の一端を担っている例、地方公共団体単位で中小企業でも少ない負担で運用可能な独自の環境マネジメントシステムの開発・普及に取り組み、地元企業の環境負荷の低減に寄与している例など、各地域において自主的な環境保全活動を進めている例が数多くみられる。こうした活動の例は、環境を大事にしようという各主体の意識の高まりや熱意が、それぞれの立場で具体的な行動に結びついたものといえる。

環境保全活動の活性化のためには、各主体の発意、熱意が生み出され、育っていくとともに、個々の活動の有機的連携が拡大し、地域のみならず国全体や国際的にも広がるよう、社会・法制度両面にわたる基盤が整備されることが重要である。

(1) 地域における環境保全活動の促進方策

自主的な環境保全活動に関する計画

地域における各主体の環境保全活動は、あくまで各主体の発意に基づく自主的なものであるとしても、その活動がより大きな環境保全効果を上げていくためには、関係する主体の協力や参加を得て、広がりのある活動となっていくことが望まれる。

多くの主体の協力や参加を得ながら、環境保全活動を推進するための仕組みとしては、地域における環境保全活動に関する計画を地方公共団体を含め関係する主体の参画の下に策定し、当該地域の NPO の環境保全活動を積極的に位置付けるとともに、各主体相互の役割分担や協働の在り方を明確にすることが考えられる。こうした計画づくりは、その過程で、多くの主体がそれぞれの環境保全活動のあるべき姿を議論していくことで、各主体が自らの役割を自覚し、地域ぐるみの活動へと発展させる良い機会になると考えられる。

計画策定に当たっては、二つのアプローチが考えられる。すなわち、行政単位を基礎として、当該地域における多様な環境保全活動全体を取りまとめて、実行計画を作る方式、河川流域やひとまとまりの自然環境地域を対象とし、あるいは広域的な地域の廃棄物・リサイクル対策等の特定の問題解決のために、対象地域の関係主体が集まって、各主体の環境保全活動の実行計画を作る方式である。

このような計画は、地域において自主的に策定し、実施していくべきものであるが、重要な環境政策分野である地球温暖化対策や循環型社会形成等の全国的な視点に立った取組が必要な分野に関しては全国のモデル事例になるものについて、国としても支援を行うことが考えられる。

自主的な環境保全活動の中核となる組織体

の計画は、地域の各主体の参画の下で策定していくことが必要であり、その過程で、これらの各主体が議論するためのある種の協議会のような場が設けられるものと考えられる。

したがって、このような組織を計画策定の際の一時的な組織とせず、計画に位置付けられた自主的な環境保全活動の実施を調整し、また支援する組織体とすることによって、地域における自主的な環境保全活動を、より円滑かつ効果的に実施することが可能となる。

この組織体が機能するためには、各種の活動を調整し、組織体を運営する能力のある人材の配置が必要であり、また、地域の中に閉じこもることなく、他地域との情報・ノウハウの交換をはじめとして、地域外の人参加できるような体制を確保することも重要と考えられる。

自主的な環境保全活動の拠点

様々な主体が環境保全活動を実施する上で、各主体の情報の交換や交流のための拠点、活動基盤が弱い主体のための活動の拠点を用意することが必要と考えられる。こうした拠点は、必ずしも新設する必要はなく、公民館や市民活動サポートセンター、環境情報センター、生涯学習センター、博物館、ビジターセンター等の施設を積極的に活用していくことが考えられる。また、地方環境対策調査官事務所の活用についても併せて検討することが必要である。

(2) 自主的な環境保全活動を担う人材の育成・確保

多様な人材の育成・確保

多様な環境保全活動が適切に実施されるためには、様々な知識や能力を有する人材が必要となる。具体的には、現場で実際の活動を行う人材に加え、環境保全活動のリーダーとなる人材、環境保全活動について助言・指導を行う人材、各種の環境保全活動をコーディネートする人材など、幅広い人材を育成・確保する必要がある。

現在、環境省の人材育成に関する施策としては、環境保全活動について助言・指導を行える人材を認定・登録する環境カウンセラー制度や、地球温暖化防止活動推進員、自然公園指導員等の制度がある。地方公共団体では、環境アドバイザーや環境リーダーの育成・登録、自然保護指導員の委嘱等の施策が行われている。また、民間団体においても環境保全活動についての研修会や体験型学習プログラムの実施等を通して多様な人材の育成が行われている。

しかし、環境カウンセラーは未だ全国で約3千人であり、その他の環境関連の指導員等も2万人に達しておらず、全国的に環境保全活動を活性化するためには十分な規模ではなく、その資質の向上のために必要な研修も必ずしも十分ではない。また、NPOの環境保全活動に何らかの形で関わっている人は、例えばアメリカでは約1500万人とも言われているが、これに比べ我が国の環境保全活動の広がりはまだ不十分である。

このため、環境カウンセラー制度等をさらに充実し、多様な人材を総合的に育成・確保するための方策や効果的な研修のあり方を検討する必要がある。これらの人材は、例えば全国で10万人程度を育成・確保すれば環境保全活動の相当程度の活性化を図れると考える。また、人材の育成を行っている民間団体との連携の強化や支援方策を検討し、民間団体に関わる人材の大幅な増加を目指すことも必要である。

人材を継続的に確保していくためには、指導的立場に立つ人材が環境保全活動に職業として携わることができるようにすることも必要である。活動の対価をもらうことが難しい環境

保全活動の分野にあつては、例えば、森林保全、里地里山保全、海浜保全等の行政が行う環境保全事業に、経験豊富な人材を雇用する方法も考えられる。

NPO活動を支える人材の育成・確保の支援

NPO 活動を支える人材については、環境保全の専門性、組織管理・調整、会計、情報収集・発信、コミュニケーション等に係る能力が求められており、能力の程度に応じた研修メニューが用意され、段階的に様々な能力を身につけられるような形で機会が提供されることが望ましいと考えられる。

企業、各種団体や行政の中には、その退職者も含め、上記の様々な能力を有している人材が多くいることから、その活用を図る施策の検討が必要である。また、NPO 活動に従事する人材を海外の NPO に一定期間派遣することによる NPO 相互の交流の促進や、企業、地方公共団体、国の職員を NPO 活動に参加する機会や NPO の職員が一定期間国や地方公共団体での仕事をする機会を設けることなどを通じて NPO とそれ以外の各主体との相互交流を図ることは、環境保全活動に係る各種ノウハウの獲得や相互の活動に対する理解の増進に有効であり、そのような施策の推進が望まれる。

特に、現在 NPO の間で高い評価を得ている、地球環境基金の振興事業の一環として実施されている地球環境市民大学校事業による NPO の人材育成事業を拡充すること等が考えられる。

(3) 自主的な環境保全活動を支える資金の確保等

資金の確保

民間団体の国内外の活動に対しては、地球環境基金や国際ボランティア貯金、NGO 補助金制度、草の根無償資金協力、企業が設立した助成財団、助成を活動目的の一つとする民間団体等により、資金の援助が行なわれている。

このうち、地球環境基金は、平成 13 年度までの 9 年間で延べ 1,740 件、総額約 62 億円の助成を行なってきたおり、民間団体の環境保全活動を支援する上で大きな役割を果たしている。さらに、本基金に対する助成要望は年々増加しており、件数、要望額とも高い水準にある。また、ヨハネスブルグサミットの準備会合等での議論等においても、NGO/NPO の役割がますます高まっており、その活動に対する支援の拡充が求められている。一方、昨年 12 月の「特殊法人等整理合理化計画」では、公害健康被害補償予防協会の業務を承継する独立行政法人に地球環境基金を環境事業団から移管するとともに、明確な政策目標を定めることや業務の縮減、重点化、第三者機関による評価の実施とその事業、予算配分への反映等を行うこととされ、その対象分野等の見直しが求められている。

したがって、地球環境基金の見直しに当たっては、地球環境基金の一層の拡充を図るとともに、その政策目標については国が示し、これに沿って、新たな独立行政法人が運営の中で具体的な助成方針、助成計画等を明らかにすることが必要である。また、助成の対象とする分野については、環境基本計画での重点項目やヨハネスブルグサミットでの結果等を踏まえたものとするのが重要である。中でも、発展途上地域における活動への支援については、我が国の国際的な役割を踏まえ、アセアン地域を中心とするアジア太平洋地域における活動

に重点化し、また、ヨハネスブルグサミットで主要な議題として取り上げられる予定の循環型社会の形成や環境教育、生物多様性、水環境等の分野に重点化することが考えられる。また、助成の運用面についても改善していく必要がある。

NPO 活動では、年度当初時などに資金の手当てがなされないことが多く、事業の成果を踏まえて費用が支払われるまでのつなぎの資金の確保が重要な課題になっていることから、そのような資金の融資制度の充実が望まれる。

なお、資金の確保に加え、NPO の財政的支援を図るため、政策的な優遇措置を検討する必要がある。

税制措置

NPO 活動の大きな課題である資金の確保に関連して、既に認定された NPO 法人に対する個人寄付金の所得控除や法人寄付金の損金算入等の税制優遇措置が実施されているものの、対象となっている団体は現在全国で6団体にとどまり、このうち環境保全活動を実施している団体はない。NPO からは、認定要件のうち、総収入金額等に占める受入寄付金総額等の割合や広域性についての要件が厳しいと指摘されている。

自立的な環境保全活動を資金面で支えるためには、こうした税制優遇措置の拡充について具体的な検討が必要である。

(4) 情報の提供等

各主体が協働して環境保全活動を実施するためには、活動の基礎となる情報の共有が不可欠である。

環境省では、このような見地から、インターネットを含む各種媒体を活用した様々な情報の提供にも努めており、特に平成8年に全国に先駆けて設置された地球環境パートナーシッププラザでは、民間団体や事業者の環境保全活動に関する情報の収集・提供を行い、民間団体や事業者、地方公共団体と環境省との接点として一定の役割を果たしてきた。また、地方においても NPO と協働で運営する情報提供施設が設けられるようになっている。さらに、本年8月に開催予定のヨハネスブルグサミットが一つの契機となって、海外への情報発信・情報交流が一層求められている。しかしながら、こうした情報提供・交流の取組は必ずしも十分な成果を上げているといえる状況にはない。

このため、環境教育や企業活動にも資する環境情報提供の拡充を図るとともに、地球環境パートナーシッププラザの情報提供・交流の機能の拡充強化や地方における情報提供施設等との連携、地方環境対策調査官事務所の活用等について検討を進める必要がある。

(5) 環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進

環境保全活動をより活性化させていくためには、国民一人一人は勿論のことあらゆる主体の環境保全の重要性に関する知識・理解を深めることに加え、それを持続可能な社会の実現を目指す具体的な行動や実践活動につなげていくことが必要である。また、他の主体の独自性を認めつつ協働して活動できる人材を育てていくことも必要であり、このような観点から

体系的かつ総合的な環境教育・環境学習を着実に推進するための仕組みを構築していくことが求められる。その際には、多様な場に多様な機会が提供されていることとともに、家庭、地域社会、職場、学校等のあらゆる場に関わる者が相互に連携を深め、場、主体、施策を横断的、総合的につないでいくことが重要である。

このため、環境教育に関わる人材の育成・確保、環境教育の場や機会の拡大、情報の提供やプログラムの整備等の具体的な施策を、地方公共団体や民間団体、企業等との連携強化を図りつつ推進すること、中でも地域の環境教育・環境学習の実践に民間団体が大きな力を発揮できるよう、活動のための拠点の整備・確保や活動促進のための仕組みづくり等が必要である。

また、国及び地方公共団体の行政全般においても、環境教育・環境学習に取り組むことが重要であり、環境行政と教育行政の連携を強化し、実効ある施策を展開していくことが求められる。例えば、生涯学習推進システムの中に環境保全に関する学習や体験活動の促進を位置付けるなど、家庭教育、学校教育、社会教育などの分野で環境保全に関する実践的な活動がより一層効果的に行えるようにするとともに、環境行政側でも、人材の育成・確保や情報の提供等、連携施策を展開することが必要である。

さらに、ヨハネスブルクサミット準備会合で議論されている「国連持続可能な開発のための教育 10 年」については、環境教育の観点からも、適切に対応する必要がある。

(6) 全国的な環境保全活動の活性化

個別地域毎あるいは個別団体毎の環境保全活動を全国で有機的に結び付けることにより環境保全活動を活性化するため、企業、労働組合、生活協同組合、農業協同組合等、全国的な組織を持つ団体や全国各地で具体的な環境保全活動を実践している団体等が参加して、全国的な連絡を行う組織体を設けるなど、相互の情報交流等を図ることが望ましいと考えられる。

(7) 国際的な環境保全活動の活性化

我が国の国際的な環境保全活動を活性化するためには、海外の民間団体、海外で活動する日本の民間団体の活動を支援することが重要である。また、日本の民間団体の海外での発信能力を高めるとともに、民間団体においても海外の民間団体との連携を図り、協働して国際的な環境保全活動を展開していくことも重要である。

このため、海外における活動の拠点となりうる在外公館や日系企業の海外支店等との連携を図るとともに、地球環境基金等の拡充を図ることが必要である。また、民間団体へ資金提供状況など必要な情報を提供するため、地球環境パートナーシッププラザ等の内外への情報発信機能の強化を図る必要がある。さらに、国際機関、海外の企業、大学、研究所等で活躍した人材の活用やインターシップ制度等による人材の育成のための施策を検討することが望まれる。

【 検討経過 】

- 4月12日 環境大臣から中央環境審議会に「環境保全活動の活性化方策について」諮問
- 4月17日 総合政策部会に環境保全活動活性化専門委員会を設置
- 4月22日 第1回環境保全活動活性化専門委員会
- 4月23日～5月22日 「環境保全活動の活性化方策」に関する意見募集
- 5月20日 環境保全活動活性化方策に関する地方ヒアリング（大阪）
- 5月24日 "（名古屋）
- 5月28日 "（福岡）
- 5月29日 "（仙台）
- 6月14日 第2回環境保全活動活性化専門委員会
- 6月21日 第3回環境保全活動活性化専門委員会
- 6月28日 第4回環境保全活動活性化専門委員会

【環境保全活動活性化専門委員会名簿】

飯田浩史	産経新聞社論説顧問
岡島成行	大妻女子大学教授
小澤紀美子	東京学芸大学教授
清水英男	聖徳大学教授
杉浦正行	全国市長会評議員（愛知県安城市長）
世古一穂	特定非営利活動法人 NPO 研修・情報センター代表理事
鳥井弘之	日本経済新聞社論説委員
廣野良吉	成蹊大学名誉教授
藤井絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
藤村宏幸	株式会社荏原製作所代表取締役会長
榊井成夫	読売新聞社論説委員
三橋規宏	千葉商科大学教授
村上忠行	日本労働組合総連合会副事務局長
村杉幸子	財団法人日本自然保護協会理事
山本文男	全国町村会長（福岡県添田町長）
横山澄夫	静岡県環境森林部技監
横山裕道	毎日新聞社論説委員

（敬称略、50音順、 は委員長、 は委員長代理）